

九州国際大学国際関係学会会則

(名 称)

第1条 本会は、九州国際大学国際関係学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を九州国際大学国際関係学部に置く。

(目 的)

第3条 本会は、学術の研究及び調査を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 一 研究機関紙及びその他の出版物の刊行
- 二 研究会、講演会、講習会等の開催
- 三 学術調査の実施
- 四 その他本会の目的達成のために必要と認められる事業

(組 織)

第5条 本学会は、以下の会員をもって組織する。

- 一 正会員（本学部の教授、准教授及びに助教並びに前記以外の学識経験者であって総会の議決により入会を承認された者）
- 二 学生会員（本学部学生）
- 三 普通会員（本学関係者又は本学部卒業生であって本会に入会した者）
- 四 賛助会員（本会の趣旨に賛同する個人又は法人のうち総会において認められた者）
- 五 名誉会員（本会の会員であった者で本会の事業に顕著な貢献のあった者）

(会 費)

第6条 会員は、以下の金額を会費として拠出するものとする。

- 一 正会員年額8,000円
- 二 学生会員年額4,500円（ただし初年度は5,000円）
- 三 普通会員年額8,000円
- 四 賛助会員年額50,000円以上

(会員の特典)

第7条 会員は、研究機関紙（論集）に投稿し、その配布を受け、その他本学会の講演会、講習会等に参加することができる。

(役 員)

第8条 本会に、以下の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 運営委員 6名
- 三 幹事 2名
- 四 編集委員 4名
- 五 会計監査 2名

2 前記の各委員は、正会員よりその互選によって選出される。ただし、幹事及び編集委員は、運営委員の中よりその互選により選出される。

(役員の仕事)

第9条 前記の各役員は以下の仕事を遂行する。

- 一 会長は、本会を統括し、その仕事を統括する。
- 二 運営委員会は、本会の事業の運営及び一般仕事を担当する。
- 三 編集委員は、研究機関紙、その他の刊行物等の編集仕事を担当する。
- 四 幹事のうち1名が、会計仕事を担当する。
- 五 会計監査は、会計仕事を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計年度)

第11条 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第12条 本会則の改正は、総会の議決をもってこれを行う。

附 則

第1条 総会に関する規約は、別に定める。

第2条 この会則は、平成17年4月1日から施行する。